

第167回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和2年10月22日

閉会 令和2年10月22日

北上地区消防組合議会議事事務局

第167回定例会会議録

目 次

令和2年10月22日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	3
現金出納検査結果の報告	5
定期監査結果の報告	5
一般質問	6
・ 4番 鈴木健二郎 君	6
報告第1号 令和元年度北上地区消防組合継続費繰越計算書について	18
報告第2号 令和元年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書について	18
認定第1号 令和元年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について	19
議案第8号 令和2年度北上地区消防組合補正予算（第1号）	24
議案第9号 北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例	26

議案第10号	北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正 する条例……………	29
議案第11号	財産（建物）無償譲渡について……………	32

第167回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
認定第1号	令和元年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について	10月22日	原案認定
議案第8号	令和2年度北上地区消防組合補正予算(第1号)	10月22日	原案可決
議案第9号	北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例	10月22日	原案可決
議案第10号	北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	10月22日	原案可決
議案第11号	財産(建物)の無償譲渡について	10月22日	原案可決

令和2年10月22日（木曜日）

議事日程第3号

令和2年10月22日（木）午後3時00分開議

北上地区消防組合西和賀消防署会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 現金出納検査結果の報告

第5 定期監査結果の報告

第6 一般質問

4番 鈴木健二郎

(1) 北上地区消防組合整備計画について

第7 報告第1号 令和元年度北上地区消防組合継続費繰越計算書について

第8 報告第2号 令和元年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書について

第9 認定第1号 令和元年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について

第10 議案第8号 令和2年度北上地区消防組合補正予算（第1号）

第11 議案第9号 北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

第12 議案第10号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

第13 議案第11号 財産（建物）の無償譲渡について

出席議員（7名）

1番 藤原常雄君

2番 熊谷浩紀君

3番 小田島徳幸君

4番 鈴木健二郎君

5番 柿澤繁俊君

6番 高橋到君

7番 高橋 晃 大 君

欠席議員

な し

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高	橋	敏	彦	君
副管理者（西和賀町長）	細	井	洋	行	君
副管理者（北上市副市長）	及	川	義	明	君
会計管理者（北上市会計管理者）	菅	野	和	之	君
監査委員	高	橋	政	芳	君
監査委員事務局長	佐	藤	康	浩	君
事務局長（消防長）	菊	池	洋	幸	君
事務局次長	折	居	基	宣	君
総務課長	小	原	和	弘	君
予防課長	昆	野	美	継	君
警防課長	高	橋	一	哉	君
北上消防署長	高	橋	克	哉	君
西和賀消防署長	高	橋		毅	君

関係市町出席者

北上市消防防災部消防防災課長	武	田	明	一	君
西和賀町総務課長	高	橋	三智	昭	君

議会事務局出席者

事務局長	菊	池	洋	幸	君
事務局次長	小	原	和	弘	君
書記	高	橋	周	一	君
書記	小	岩		晃	君
書記	浅	沼		悟	君

午後 3 時 00 分 開 会 ・ 開 議

ただいまの出席議員数は 7 名であります。定足数に達しておりますので、これより第 167 回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第 3 号によって進めます。

○議長（高橋晃大君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 36 条の規定により、3 番小田島徳幸議員、4 番鈴木健二郎議員を指名いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長（高橋晃大君） 日程第 3、行政報告について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 第 167 回北上地区消防組合議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。今年の 1 月以降、新型コロナウイルス感染症が集団発生し、世界中に感染が拡大しており、当組合では、新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画を策定し、職員に感染者が発生した際の組織体制を 3 ステージに区分して対応しているところであります。現在の状況は、県内で感染者が発生した場合のステージ 1 の体制としているところであります。万が一職員から感染

者が発生したとしても、濃厚接触者が最小限に抑えられるような勤務シフトに変更し、対応しております。

次に、例年開催されている、消防救助技術岩手県大会及び全国大会について申し上げます。同大会は、さきほど申し上げました、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ中止となりましたが、当組合では、救助隊員の救助スキル及びモチベーションの維持向上を図るため、救助大会の要綱に沿った訓練を約2か月間行うとともに、5月26日には消防本部内において訓練の効果確認を実施し、来年度へ向けて強化を図ったところであります。

次に、自然災害への対応状況を申し上げます。当組合管内では、7月から9月にかけて大雨、洪水警報の発表に伴い、消防災害対策本部を1回、消防災害警戒本部を4回設置しました。消防団と連携し、住民に対して注意喚起を実施するとともに、被害状況の確認を行いました。人的被害及び大規模な被害の発生はありませんでした。また、9月12日には宮城県沖を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生したことに伴い、消防災害警戒本部を設置しましたが、消防団と連携し巡回を行った結果、被害は認められませんでした。

次に、1月から9月までの、管内における火災及び救急の状況について申し上げます。

火災件数は29件で昨年同期と比較して、2件の増となっております。火災による死者は1名、負傷者は5名であり、昨年同期と比較して死者は同数、負傷者は1名の増となっております。出火原因では、草焼きなどからの出火が最も多く9件となっております。

次に、救急の状況について申し上げます。救急出動件数は、2,493件で、昨年同期と比較して451件減少しており、1日の平均出動件数は、9.2件となっております。なお、今年の熱中症による搬送者は、疑いも含めて52名で、昨年同期と比較して12名の減となっております。

以上、消防活動について概要を申し上げましたが、今後とも、災害の被害軽減、火災予防並びに救急需要への適切な対応に努めてまいります。

次に、消防庁舎建設について申し上げます。建設を進めてまいりまし

た、北上消防署村崎野分署新築工事につきましては、5月7日に完成引渡しを受け、5月20日から運用を開始しました。西和賀消防署新築工事につきましては、6月30日に完成引渡しを受け、7月8日から運用を開始したところであります。近代的な設備と機能を兼ね備えた防災拠点施設の開署に伴い、より一層の消防・防災体制の強化を図るとともに、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

次に、車両の更新について申し上げます。平成7年から北上消防署に配備しておりました、はしご車が更新時期を迎えたことから、最新鋭のはしご車を導入する作業を進めております。なお、新たなはしご車は、来年3月までに納車される予定であります。

最後に、今年度採用いたしました9名の職員について申し上げます。6か月間に渡る、岩手県消防学校においての初任教育を10月8日に修了し、北上消防署で勤務を開始したところであります。今後は、地域住民から信頼され、負託に応えられる消防官となるよう、更なる育成に努めてまいります。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（高橋晃大君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第5、定期監査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、監査の対象及び

監査の結果についてのみ朗読させます。書記。

(書記朗読)

○議長（高橋晃大君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第6、これより一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番鈴木健二郎議員。

(4番 鈴木健二郎君 登壇)

○4番（鈴木健二郎君） 平成29年度から平成38年度までの10年間を期間とする、北上地区消防組合整備基本計画について管理者に伺います。この中の基本方針では、火災や地震、水害などの災害に備え、災害対応能力の向上を図り住民が安全安心に暮らせるために消防体制の整備を進めますとし、目指すべき姿として、一つ、消防署が適正に配置されると共に消防車両その他必要な資機材が十分に配備されていること、二つ、職員一人一人が責任と誇りと使命感をもち、あらゆる事象に迅速的確に対応できる消防体制を確立すると共に、より質の高い消防行政サービスを提供できる組織が構築されていることを掲げております。そして消防力の充実強化として、一つ、消防施設の整備、二つ、消防車両の整備、三つ、職員の体制づくり、救急救助体制の充実強化として、一つ、救急体制の充実強化、二つ、救助体制の充実強化、さらに、火災予防対策の推進として、一つ、予防行政の体制強化、二つ、防火対象物等における防火安全対策の徹底、三つ、住宅防火対策の推進を挙げております。整備基本計画には、今、述べましたそれぞれについて、現状と課題や整備計画が示されております。お聞きしたいのは、このそれぞれに記載されている、現状と課題と今後の整備計画についてであります。事前に通告しておきましたので、一つ一つは申し上げませんが、それぞれの現状と課題が今どうなっており、課題解決に向けた取り組みが、どのようになされているのか、そして、それぞれの整備計画の進捗状況はどのようになっており、見直し等があるのかどうか伺うものであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、消防施設の整備について申し上げます。旧耐震基準の建築物であった消防本部及び和賀分署についてであります。平成17年度に耐震診断を実施し、耐震性能の基準を満たしていることを確認しております。しかし、いずれの庁舎も壁の剥離や給排水設備の老朽化が顕著であることから長寿命化又は新築を見据え、現在、庁舎整備の計画を策定中であります。

次に、大堤分署についてであります。建築後22年が経過し、給排水設備の一部に劣化も見受けられますが、庁舎全体の躯体に不具合がないことから、今後計画的に改修を進めてまいります。

次に、西和賀消防署と村崎野分署についてであります。今年度から運用を開始したところであり、今後とも維持管理を適正に行ってまいります。

次に消防車両の整備についてであります。現在、組織再編により、1本部、2消防署、3分署に、緊急車両33台、普通車両4台を配備し消防体制を確保しているところであります。車両更新の時期につきましては、車両更新基準に基づきながら、最新鋭の資機材及び仕様を盛り込み、配備を進めております。

次に職員の体制についてであります。現在の当組合の年齢構成は、特にも50歳代の職員の構成比率が6.5%と低い状況にあることから、幹部職員の育成強化を図ることを目的に、消防大学校幹部教育等へ職員を派遣し、育成しているところであります。また、職員の増員状況であります。平成29年4月に職員定数を145名としており、将来的に安定した消防力を確保するため、平準化を図りながら、令和6年度までに計画的な採用を進めてまいります。なお、採用にあたっては、女性消防吏員の活躍を推進するため、市内外の学校を訪問し、より多くの女性が受験していただくようPR活動を行っております。

次に、救急体制の充実・強化についてであります。毎年、救急救命

東京研修所に職員を派遣し計画的に救急救命士を養成しております。現在の有資格者数は46名であり、救急需要に対し十分な体制となっております。また、救急救命士の育成についてであります。救急救命士の中から指導者的立場となる指導救命士を昨年度は2名養成し、現在、6名の体制で救急救命士の資質強化を図っております。

次に、応急手当の普及啓発についてであります。管内の教職員を対象とした学校応急手当普及員講習を毎年開催しており、継続して学校における応急手当普及員の育成に努めてまいります。

次に、救助体制の充実・強化についてであります。救助隊員の配置につきましては、岩手県消防学校救助課程において育成された高度な知識と技術を持ち備えた隊員を北上消防署及び西和賀消防署に配置し、複雑多様化する救助現場に対応しており、さらには、大規模災害時の緊急消防援助隊の出動要請に対しても迅速に対応できる体制を整えております。なお、救助資機材の高度化を図るため、救助工作車の更新整備に併せ、最新鋭の救助資機材の配備を進めてまいります。

次に、予防行政の体制強化についてであります。予防行政を適正に遂行するためには、専門的な知識と実務能力が求められているところであり、その取り組みとして、岩手県消防学校及び消防大学の専門課程へ計画的に派遣し実務能力の向上を図っております。また、昨年度は、専門業者を講師に招き、職員を対象とした研修会を実施しました。

次に、防火対象物等における防火安全対策の徹底についてであります。主な取り組みである立入検査は、火災時の人命危険が高い防火対象物への立入検査のほか、年度計画を作成し計画的に実施しているところでもあります。また、火災が発生した防火対象物に対しては、即時に立入検査を実施し、火災の再発防止に取り組んでおります。なお、自動火災報知設備等が設置されていない対象物をホームページなどで公表する「重大違反對象物の公表制度」を今年の4月から運用しておりますが、運用開始以降、公表基準に該当した違反對象物はありません。

次に、住宅防火対策の推進についてであります。住宅用火災警報器が現在においても設置されていない住宅があることから、更なる設置促進を図るとともに、設置から10年が経過した住宅用火災警報器は電池の消耗や部品の劣化のおそれがあるため、本体の交換を推奨しているところであります。取り組みとしましては、巡回広報や広報誌・ラジオ・ケーブルテレビなどにより住宅用火災警報器の設置促進を周知しているほか、今年11月に実施される秋の火災予防運動の際には、消防団の火防点検に職員を同行させ、住宅防火を推進することとしております。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 答弁いただきましたけども、いくつか再質問させていただきます。まず、消防施設の整備についてであります。管理者は、耐震上問題ない、それから不具合は特に生じていないということでありませうけども、消防本部も含めまして、かなり老朽化、築40年50年でしょうか経っている中で、管理者が言われているように内壁が剥がれ落ちたりということで、それなりの改修は私は必要であろうというふうに思っておりますけども、整備計画にもありますこの長寿命化の改修、これを今後進めるといふことなんですけども、この整備期間中に行えるのかどうか、この期間中にやれるのかどうかです。平成で言えば38年ということになっていきますけれども、この期間中にやれるのかということ、まずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。只今の御質問の中で、補修関係のことがまず一点目とお伺いいたしますが、その件につきましては、今日資料は持ち合わせておりませんでしたけども、数年前に本部庁舎に関しましては、水回り関係の補修を行いまして、そういったところに関しては既にできているところでございます。

また二点目の、計画の38年度までにできるのかという部分でございますが、これに関しまして先程答弁でもありましたけども、まずは現在の建物の状況、こういったものをしっかり把握した上で、今後の計画に必要で

あれば、改修のみならず建て替えという選択肢を含めまして検討していくという考えでいるところでもあります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 本部庁舎でいいますと、トイレとか水回りは当然改修されまして、私がお聞きしたいのは整備計画にあります老朽化対策として長寿命化改修、これを計画的に行うと入れているわけです。ですからこれが期間中に可能なのかどうかということなんです。今、平成38年はありませんので、令和10年ころになるのでしょうか、要するに期間中に可能なんですかということでお聞きしたい。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。令和8年度までに完了できるのかという部分でございましたけども、これにつきまして、その都度そういった問題部分について改修を行っているところですので、できるものと考えております。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 長寿命化改修となると結構な大規模な改修になるんだろうというふうに思います。ですから、部分的な改修は、それはされるんでしょうけども、ここに言っている訳ですから、要するに長寿命化ですから、今後何十年間使っていくという前提の長寿命化、整備計画ではないかなというふうに思いますので、それはどうなっているんですか、ということです。長寿命化改修です。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。只今の長寿命化の部分でございしますが、現在痛み具合等を勘案しまして、市の財政当局とそういったところの調整あるいは打合せといったところで現在は進めているところでございます。38年度までという部分でございしますが、ここについてはまだ協議中というところで、終わりの年度についてはまだ確定ということでは見通していないということでございます。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） では確認ですが、その計画は進めているという

ことですね。あとは財政的な分もあるんでしょうから、そういう状況だと、現状をきちっと説明いただければ良いわけです。

それから、消防車両です。車両の整備についてです。この間、管理者がおっしゃったように水槽付きポンプ車これの整備、平成30年。それから去年村崎野分署開設に伴って配備されております。それから高規格救急車これもこの間2台更新されているということです。それから広報車です。これも村崎野分署の開設に伴い配備されております。しかしですね、整備計画を見ますと29台車両がここに並んでおります。はしご車の件は管理者が述べましたけども、ここですね、現場で活躍しなければならない小型動力ポンプ、それから化学消防ポンプ、それから人員輸送車、それから水槽付き消防ポンプこれもまだ、あと2台更新されていない。しかもこの耐用年数が過ぎている、あるいは更新予定の年度が示されていますけども、これまで持つのかどうかという耐用年数から考えればちょっと心配されるわけですけども、これまでの車両の更新したのは評価しますけども、今後の見通しとして、この整備期間中に可能になってくるのかどうか。決して安い買い物ではないので、状況はわかりますけどもどうなのかということ。特に化学消防ポンプ車、この間見ますと爆発事故が結構全国的にも増えてますし、当消防組合でも増えています。化学消防ポンプ車の出動は今後当然増えていくのではないかなというふうに思うものですから、これらについてはどう考えているのか。もう既に平成38年以降ということになっているんです。ですからこの整備計画以降に更新しますよと、以降ですから更にあと7年8年ということ、それでもはっきりしないという状況ですから、それまでにこの車両の更新をどうするんですかということですね、この辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） 只今の御質問にお答えいたします。まず第一線車で火災に向かう車両について、一点確認ですが、水槽付きポンプ自動車については、平成30年の10月に1台更新をされておりますところでございますので化学消防ポンプ自動車、これについてお話ししたいと思えます。これにつきましては、定期の点検におきましても主要な構造部分に異

常が見あたらないという部分で、点検はしっかりできているところがございます。そういったところを踏まえまして、この当時では今後の運用状況を見まして、平成38年度以降としているというところで打ち出した数字でございますので、これにつきましては、今後もちろん痛み具合そういったものを見ながら前倒しというところも当然可能性としてあるわけでございますし、痛み具合がもし、もっと伸びるようであれば、さらにそういった部分も考えられるものというふうに認識しているところであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 先程申し上げましたけども、水槽付き消防ポンプ、これは購入しております。平成30年と去年ね、2台更新しているんですが、西和賀消防署、これの水槽付き消防ポンプ車これは13年の年数経っておりますし、更新の計画を見ますと平成38年度以降になっているんです。ですから当然あと数年で見られる車両更新基準から見ますと、はるかに超えた状況へなっていくということがありますので、現実的にありますので、そういう点はどういうふうにお考えかということです。

それから整備計画には更新基準を定めていないと、車両更新基準は一応年数でねやっていますが、明確な更新基準っていうのを定めていない訳でしょ。これを定めると計画に書いてあるんです。ですから私はまず基準をきちっと定めていくということ。でやっぱり使えない車両ではどうしょうもありませんので、まだ使えるからいいという状況でやっていくのか、です。ですからやっぱり資機材というのは万全な状況で使用していくということですから、計画的に更新していくというのは私は当然ではないかなというふうに思いますので、どうでしょう。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。更新基準につきましては、5ページ目の上の方に書いているものであります。これは基準とは申しましても、あくまでも一つの目安ということで捉えていただきたいと思います。と言いますのも、使用状況によりましては当然前倒ししなければならないという部分もありますし、使用状況によっては、先程も少し触れまし

たけれども主要な構造に劣化が認められないというような場合には、もう少し使い続けるということができるものと考えております。また、こういった部分というのは、期限がきたからすぐ、直ちに変えるという部分の考えになってしまいますが、いわゆる財産の適切な管理という部分から考えますと、少し違うのかなという部分がありますので、この基準はあくまでも目安といいますか、一定の目安とした中での、更にその前後の幅を持たせているという考えのものでございます。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） それでは、確認しますが5ページにある、この整備基本計画の5ページにあります車両更新基準、これを基準とするということなんですか。その前のページには定めていないと書いてありますが、今後これを基準にするということなんでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。その当時の整備計画の位置づけでございますが、それまでこういった計画がそもそも作られていないというところから、まず一つの計画として作らなければならない、という部分で、本来であれば計画の下に例えばアクションプランとか、そういったものが本来ぶら下がるという計画で作りこめばよかったんだと思いますが、この当時のこの計画、実は基本計画と実施計画が合わさったような形で作りこんだものですから、こういった構成になっている部分であります。議員から今御指摘ありましたけども、今回そのとおり庁舎が新たになったという部分もありますし、それに伴いまして車両が増えたという部分もありますので、今後もこの基本計画ですね、こういったところも作り込みの直しを含めていきたいなと現在は考えているところであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 説明をお聞きしますと、使えるまで使うんだというふうにも聞こえる訳ですよ、それでは何のための基準なんですかと。それで一応目安ということで立てているわけですよ。例えば車両更新基準を13年から15年に置く、これ幅を持たせていますよね、私は、これはい

いというふうに思うんですけども、これを大幅に超えていくような使い方をされるんですかと、いうことなんです。20年、長いもので24年経過しているんですよ。さっき言ったように、でもこれを今すぐにやる、更新する、しないということで、38年度以降さらに計画にも入れないということでもいいのかということなんです。じゃアクションプランをぶら下げなかったならば、この計画の途中でもアクションプランを入れて、そうした計画をきちんと明確にするべきではないんですか。私はそう思うんですよ。どうです。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

○管理者（高橋敏彦君） この計画の読み方でありまして、この計画を立てた時点での現状と課題ということ、これを踏まえて、この計画ができたということでありまして、さっき言いました車両更新基準というのが、この時点で定めた基準ということになります。この基準の考え方については、その時点に至る前後になると思います、基準に至る前にしっかりと、点検の状況を点検の結果を踏まえて、車両によっては、使い方によってはその倍持つ場合もありますし、半分しか持たない場合もあります。それをしっかりと、基準を目安としてチェック点検をするということになります。先程申し上げましたように、基準の半分で使い方によっては、寿命に達する場合もありますし、倍持つ場合もある。というふうに考えていただければと思います。さらにこれを、このページの一番下です。更新予定については使用状況を勘案し見直しを行う、ということで、これに基づいてしっかりと車両については点検をしていくという考え方になります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 29年度からのスタートの計画ですから、当然私もそこは分かっていますけども、であれば、局長が言われたように、アクションプランをぶら下げて、やっぱり一応でもなんでも基準というものはきちっと明確に私は必要であると思うんですよ、それは使い方によってそれは、アクシデントがあつたりすれば、使えなくなる訳ですから、機械ですからね、それはありますけども、一応基準として全体として車両の目安というのは明確にですね、計画ですから定めるべきだと思いますので、

今後、アクションプランをぶら下げるのならば是非ぶら下げるようにして欲しいなと思います。

次に移ります。職員体制であります。管理者が言われたように、条例定数145名、で今年度9名採用された、これは評価したいなというふうに思います。早めに条例定数を満たすということ、ただ、これを目標のですね、平成36年、令和6年になっていうようでありますので、これまでに到達が可能なんですかということ。それから女性職員、私も今の5人、これはずっと4、5人変わらないんですよね。やっぱり女性職員を入れて様々なこの被災の状況に答えいくということは、これは極めて重要ではないかなというふうに思います。それで消防本部には4名おられますけど、西和賀、それから和賀分署はおられないんです。ですから、こういう状況で良いのかどうかということなんです。管理者も女性職員を増やすということで、学校に出かけたりということではされているようですけども、採用では女性枠、男性枠をつけないんでしょ。これはつけない訳ですから、女性の方がどんどん増えてくれれば、受けてもらえれば、良いわけですけども、そういう枠を設けないということですので、ではどうやって増やしていくんですかということなんです。整備計画では、女性職員の活躍推進を図る、活躍推進とはどういう意味かなと、職員を増やすというニュアンスには私はとってないんですが、今いる5人で女性の活動をもっともっと増やしていくという意味なのかどうか、これは分からないところがありますので、是非早めに条例定数に近づけていくのと、女性の職員を増やしていくと、多様化複雑化しております、被災者も様々な方もおられますので、それに対応できる人員というのが必要だろうと思います。これについてどうでしょう。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） まず条例定数まで予定の年度で進むのかという御質問でしたが、これにつきましては、以前の会議でも答弁したところではありますが、やはり一度にたくさんの人員を採用するといいますと最終的に人員の年齢層のひずみが出てくることもありますので、これにつきましては、平準化を図りながら採用を行っていきたいと考えているところ

であります。もう一点、女性職員の増やし方というところでありましたが、当組合では先程管理者から答弁にございましたが、今年度の試みとしまして、北上管内のみならず隣接する市の学校に直接人事担当の者が出向き進路指導の先生に北上消防の採用状況について紹介して、受験者数の確保について取り組んだところでございます。最近の女性の受験者数であります。当組合で今年度は10%、昨年度は8.5%、これは総受験者数に対してですが、年度は違うんですが全国の調査したものがあります。これを見ますと、28年度全国では4.2%、29年度で4.5%という部分から見ますと、北上では絶対数は少ないかもしれませんが、このパーセンテージからいくと受験者数はある程度確保できているのかなという部分は感じております。さらに実態を申し上げますと、全国の北上消防と同規模の消防本部を見た場合に女性職員の占める割合というところの平均が1.9%という部分に出ておまして、全国的にやはり採用までという部分からすると、全国的に苦慮されているのかなというのが感じる部分です。ただそうは言いましてもやはり、女性活躍という部分からしますと多様な、させられない業務が何点かございますが、それ以外につきましては、むしろ垣根なく登用できると思っておりますので、こういったところに配置するためにも今後も継続して取り組んだ上で更なる取り組みが必要かどうか検証しながら継続したいと考えております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 消防職員に限らずですね、様々なこういう救命関係、命と暮らしに関わる分野に女性がそういう進路を目指すという方も増えているんですね、実際増えていますから、是非、ここは男女協同の参画社会を目指すという立場からも是非組合としても更に力を尽くしていくべきだと思います。

そして、もう一つですが救命士です。これは様々養成を含めてやっておりますけども、現実的に救命士が十分おられるんですか。人数的にどうなのか。足りないのか、あるいは満たしているのか、ここをお聞きしたい。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。まず救急車1台につきま

して最低1名を乗せるという部分の考えからいたしますと、現在は足りているという状況でございます。今後、付加的要素としまして、やはり1人のみならずという部分からしても、先程の答弁とも重なるんですが、そこで満足することなく今後も計画的に人員は増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） それでですね、前任救命士ですね、結局資格を取られましたけども、その後の様々な指導的な立場についてもらいたいと、計画にもありました、これらの養成も私も必要ではないかなと思いますので、これについてもひとつお願いします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。先程の前任救命士とのことでありますけども、基本的に前任救命士の必要部分が出てきましたのは、例えば消防職員を経験せずに専門学校の方で救急救命士の資格を取ってきた者が、いきなり救急現場で出るということになると、消防の業務を理解しないまま患者さんに接するというのは、確かな活動にならないだろうという部分からきての、こういった職員を対象にしてですね、いち早く消防業務に馴染み、そして必要な処置ができるようにという部分でできた当組合の制度でございます。ですから、消防職員から研修所に派遣して救命士になった者に関しましては、即戦力として救命士としていくものですので、ほぼ、専門学校で資格を取ってきた者が、消防職員としての現場のカリキュラムをやりまして、前任救命士という用語として起こしているものでございますので、これにつきましてはもちろん、そういった職員が入ってきた場合には、計画的に教育を行い第一線で活躍してもらおうということで、やっているところでございます。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 時間もきているようですので、最後にですがこの計画全体の見直し、私はコロナの影響、いわゆる見直しが必要ないのかということ。管理者は、職場のやりくり、職員のやりくりで、シフトを作ってやるということなんですが、これは感染者が出る、出ない、状況

によっては当然あると思いますけども、今後新たな感染症も予想される中で、今の計画、平成38年までの計画そのまま踏襲していくのかどうか、これについて考え方があればお聞きしておきたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。只今の件でございますが、春の全員協議会でお示ししました、消防組合のですねコロナに感染した場合の行動計画にも繋がる部分でもあります。こういったところで活動する中で、議員からの御指摘のあったのは救急救命士の数は足りるのかと言う部分なのかと受け取りましたけれども、現在署々によって多少のばらつきはあるものの、2名程度は乗せられるような体制になっております。こういったことから、仮に職員に感染者が出たという場合であっても一人以上乗せるということは継続していけるのかなと考えております。以上です。

○4番（鈴木健二郎君） 終わります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員の質問を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第7、報告第1号令和元年度北上地区消防組合継続費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） 令和元年度北上地区消防組合補正予算第2号において設定した西和賀消防署建設事業に係る継続費について、令和元年度の年度割額に係る歳出予算の経費のうち、年度内に支出が終わらない経費2億4,721万3,000円があったため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により逡次繰り越したので、報告するものであります。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第8、報告第2号令和元年度北上地区消防組

合繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、報告第2号令和元年度北上地区消防組合繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

令和元年度北上地区消防組合補正予算第2号による繰越明許費に係る歳出予算について、北部消防庁舎建設事業費3億667万6,000円を令和2年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第9、認定第1号令和元年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、認定第1号、令和元年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度の主な事業のうち、庁舎新築関係につきましては、北部消防庁舎及び西和賀消防署を令和2年度に開署することとして、工事請負の契約締結をいたしました。その後、工事は順調に進み、北部消防庁舎は北上消防署村崎野分署に名称を定め令和2年5月20日、西和賀消防署は同年7月8日から運用を開始しております。

車両関係では、北上消防署村崎野分署に水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び広報車を新たに配備すると共に、西和賀消防署にお

いては、高規格救急自動車を更新配備いたしました。

以下、決算の概要について申し上げますが、詳細につきましては、決算書のほか、監査委員の決算審査意見書を添えてございますし、主要な施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、これにより、御理解をいただきたいと思います。

決算の規模は、予算総額26億1,551万1,000円に対し、収入済額は21億2,887万8,955円で81.4%の執行率、支出済額は20億2,322万3,252円で77.4%の執行率となり、歳入歳出差引き残金の1億565万5,703円は、令和2年度に繰越しいたしました。

以下、歳入歳出決算書の6ページ以降、歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から御説明いたします。7ページの収入済額を御覧願います。

1款、分担金及び負担金17億6,120万4,000円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入総額の82.7%を占めております。

2款、使用料及び手数料196万3,250円は、危険物取扱許可手数料の179万6,250円が主なものであります。

3款、県支出金634万8,065円は、ラグビーワールドカップ釜石開催の警戒活動に必要な資機材を購入したことについて、県から補助を受けたものであります。

4款、繰越金3,403万6,412円は、平成30年度からの繰越金であります。

5款、諸収入、1,943万8,228円は、2項1目雑入の1節、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金937万7,640円であり、2節雑入のその他、1,006万588円は、岩手県防災航空隊派遣助成交付金が主なものであります。

6款、組合債3億570万円は、北部消防庁舎建設及び消防車両等の配備に係わる起債であります。次に9ページの収入済額を御覧願います。

7款、財産収入18万9,000千円は、高規格救急車の売払い金であります。次に、10ページ以降の歳出について申し上げます。11ページ支出済額を御覧願います。

1款、議会費支出済額26万458円は、議員報酬が主なものであります。

2款、総務費54万2,768円は、特別職及び監査委員の報酬が主なもので

あります。

3款、消防費は19億3,073万6,482円であり、歳出総額の95.4%を占めております。1項1日常備消防費は12億6,813万7,182円であり、その事業内容は、職員人件費が11億2,600万9,972円で、常備消防費の88.8%を占めております。次に、13ページ備考欄中ほどに記載している消防管理運営事業は、1億4,212万7,210円であり、主な内訳については、9節・旅費、674万9,654円は、消防学校への入校等、職員の教育訓練に係る出張などであり、11節・需用費、4,735万3,258円は、消耗品費、燃料費、光熱水費などであり、12節・役務費、1,893万5,622円は、通信運搬費、車両整備に伴う手数料などであり、13節・委託料、975万1,700円は、病院研修等委託料などであり、15ページを御覧願います。14節・使用料及び賃借料、1,151万2,641円は、パソコン賃借料などであり、18節・備品購入費、902万5,806円は、化学テロ災害時に使用する化学剤検知器などの救助資機材及び高圧空気ボンベの購入費であり、19節・負担金補助及び交付金、3,673万909円は、救急救命士研修教育負担金、盛岡・奥州金ヶ崎・北上地区消防通信指令事務協議会負担金などであり、27節・公課費、182万3,900円は、自動車重量税であります。

次に、2目、消防施設費は、6億6,259万9,300円であり、事業別には、消防施設整備事業、1億5,750万8,300円は、庁舎等の修繕費及び水槽付消防ポンプ自動車等の購入費であります。次に西和賀消防署建設事業、2億3,514万4,000円は、新築工事にかかる前払金が主なものであります。

17ページを御覧願います。北部消防庁舎建設事業、2億4,234万7,000円は、新築工事にかかる前払金が主なものであります。北部消防庁舎建設事業の繰越明許分、2,760万円は、排水側溝工事の工事請負費及び残金の還付金であります。

次に、4款、公債費9,168万3,544円は、令和元年度分の組合債元利償還金であり、歳出総額に占める公債費の割合は4.5%となっております。なお、令和元年度末における起債残高は、主要な施策の成果に関する説明書7ページ組合債の状況に記載のとおり8億1,523万4,545円であります。

以上、令和元年度の決算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。まず歳入から款を追って行います。1款 分担金及び負担金（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款 使用料及び手数料（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 3款 県支出金（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 4款 繰越金（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 5款 諸収入（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 6款 組合債（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 7款 財産収入（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 次に、歳出に入ります。1款 議会費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款 総務費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 3款 消防費 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 11ページの職員人件費13ページにも渡ってませんが不用額が1,069万5,000円あります。それから15ページです。1番下に、補償補填及び賠償金の不用額500万円ありますが、これは何なんでしょうか。二点お願いします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。人件費の部分の不用額の部分ですが、ほとんどの額なんですけども時間外勤務手当となります。これは例年ですね、どうしても、うちの職員は災害出動するものですから、災害の増減によって、この額が変動となります。特に今年度に関しては大きな災害が無かったためにこの不用額になっております。

○議長（高橋晃大君） 暫時休憩いたします。

（午後4時08分 休憩）

（午後4時09分 再開）

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 鈴木議員の御質問にお答えします。500万円は繰越明許として起こしたわけですが、結果的には使用しなかったというところで、不用額として計上したものであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 補償とか補填、賠償金は、予算上はいつも千円くらい置いておいて、何かあった場合は、予備費の中で補填されるのかなと思っていますが、500万円を置く意味がわかりません。

○議長（高橋晃大君） 暫時休憩いたします。

（午後4時10分 休 憩）

（午後4時12分 再 開）

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 実質、繰越明許ですので、実際予算上入ってきている訳ではなく支出の部分でしか表れません。ただ、この500万円をどのように使うかという具体的な部分ですが北部消防庁舎村崎野分署の、消火栓に関して移設しなければいけないという心配がありましたので、そういう事情もありましたが、結果的にはそのような事業は発生しませんでした。ですので、このまま明記されたということです。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4款公債費 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 公債費のですね、共同指令センターの負担金があるんですね。平成26年から平成27年、28年とずっと返済してきていますが、先程トータルで話しが出ましたが8億1,500万円程度ありますが、このデジタル化の整備工事に関わっての返済、今後どういう返済計画になっているのかどうか、教えていただきたい。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。27年からの10年償還という部分で行っているものであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 説明書を見ますと、平成26年度は残高ありませんよね、無くなっていますが。平成27年度は3億465万1,000円残高として今あります。それから平成28年度は1,485万円現在の残高としてあり

ますが、10年ですけれども、私は今後の、負担金として出す訳でしょうから、返済してく訳でしょうから、これの今後の見通しはどうなっているのですかということです。10年待たず、これはたぶん返済されているのでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） こちらの26年については5年償還ですので、31年までの償還となります。

○議長（高橋晃大君） 暫時休憩いたします。

（午後4時16分 休 憩）

（午後4時17分 再 開）

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。こちらの分につきましては、約5,000万円ずつの償還で、あと6年ということでございます。

○議長（高橋晃大君） 5款 予備費（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終了いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。これより、認定第1号令和元年度北上地区消防組合歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（高橋晃大君） 日程第10、議案第8号、令和2年度北上地区消防組合補正予算第1号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第8号、令和2年度北上地区消防組合補正予算第1号について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

補正の額は、歳入歳出の総額から1,361万8,000円を減額し、予算の総額を19億4,629万5,000円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。8ページを御覧願います。

3款1項1目常備消防費、56万5,000円の増は、児童手当の対象児童が増えたことにより職員手当を増額するものであります。

次に3款1項2目消防施設費、360万円の減は、令和2年度に更新配備しようとする はしご車の購入費が確定したことによるものであります。

次に、4款公債費1,058万3,000円の減は、組合債償還元利金の確定によるものであります。

次に、歳入について、御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款分担金及び負担金2,490万4,000円の減は、常備消防費分賦金1,372万1,000円及び、消防施設費1,118万3,000円を減額しようとするものであります。

4款繰越金1,457万9,000円の増は、繰越金額の確定によるものであります。

5款諸収入29万3,000円の減は、東日本高速道路株式会社救急業務支弁金の確定によるものであります。

6款組合債300万円の減は、はしご車の購入費の確定によるものであります。

続きまして、第2条の地方債の補正について、御説明申し上げます。4ページ、第2表、地方債補正を御覧願います。

はしご車の購入に係る起債額について、購入費が確定したことにより限度額を300万円減額し、1億8,070万円にしようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議の

うえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。第1条から第2条を一括して行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号令和2年度北上地区消防組合補正予算第1号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第11、議案第9号、北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第9号、北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

手数料の徴収方法は、現金で徴収することとなっておりますが、来庁できない場合に対応するため、手数料の納付書払い等も可能にしようとするものであります。

また、手数料の減免規定を追加し、台風や地震などにより被災した危険物施設の災害復旧等に係る申請手数料の減免を可能にしようとするものであります。

施行日は、公布の日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 条例のですね、第4にある、管理者は特別な事情があると認めるときは、手数料を減額し又は免除することができると思いますが、この特別な事情というのはどういう事情でしょうか。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（昆野美継君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えします。想定しているのは地震災害等の大きな災害の時で、国の方から指針が出される災害があります。激甚災害等の時は国の方から指針が出て、この災害の時には徴収しなくても良いという通知がきた場合に、それに当てはめようと考えています。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 確認しますが、国からの激甚災害指定になった場合に、減免や全免除するということか、それ以外は特別な事情とは認めないということですか。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（昆野美継君） 国の指針のところだけを想定しております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） この特別な事情というのは、国からのそうした指針ではなくて、例えば信賴的とか、あるいは管理者が判断して、これは受け入れとか減免に値するというケースバイケースによって判断することが結構多いんですよね。これに限っては国からのそうした通達がなければやらないということに理解していいのですか。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（昆野美継君） 今のところは災害等のことだけを想定しております。なお、当組合の手数料条例というのは、危険物施設に対する許可、完成検査の手数料に特化したもので、一般のというよりは、専門業者関係への手数料とはなりますが、今のところはそれのみを想定しております。

以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 北上市の場合は、市長が認めた時は、例えば所得がないとか、極めて生活困窮で手数料も困難な状況、ですから、長が判断すれば、国の通達の待ちではなくて、長が判断すれば、普通は減免という状況になっていく訳ですが、今回は管理者の判断ではなくて国の判断によるということですか。であれば、条例でいうのは、おかしな話しになるのではありませんか。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○4番（菊池洋幸君） お答えいたします。只今の手数料の件でございますが、もともとの考え方が激甚災害時に危険物施設が機能不良あるいは正規の状態では無くなったというものをいち早く復元させるための目的とした考え方からきているものでありますので、先程予防課長が答弁したとおり、そういった一定の基準を図る部分では、国からの通知を基に、一つのラインを引くという考え方でございます。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 消防施設の使用料な訳ですから、それに限定されるというふうに考えていいわけですね。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○4番（菊池洋幸君） お答えいたします。その通りでございます。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第9号、北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第12、議案第10号、北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第10号、北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、お手元の資料のとおり「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、関係条項を改正しようとするものであります。

改正の背景としましては、電気自動車用の急速充電設備について、今後普及が見込まれる50キロワットを超える高出力の急速充電設備に対する安全性の検討結果によるものであります。

当組合の火災予防条例の改正内容は、電気自動車用の急速充電設備について、全出力の上限を200キロワットまで拡大し、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を追加するほか、設置の届出を義務付けるものであります。

施行日は、令和3年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 今回、火災予防条例ということで急速充電設備が、200キロワットに拡大するということですが、北上地区消防組合の管内に急速充電設備に関しては何カ所あるか、把握されてますでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（昆野美継君） お答えいたします。北上市、西和賀町併せて急速充電設備として9カ所10台と把握しております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 50キロワットから200キロワットに拡大することについて、充電用のケーブルですが、通常の電気設備に関してもそうですが、熱をもつという特性があります。それによって高温になる危険があるということですが、それに関しても、この改正法の中に、液体を用いてとありますが、この液体は何を指しているのかお答えください。13番のコネクター充電用ケーブルを冷却するための液体というところです。

○議長（高橋晃大君） 暫時休憩いたします。

（午後4時36分 休 憩）

（午後4時37分 再 開）

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。予防課長。

○予防課長（昆野美継君） 熊谷議員の御質問にお答えします。液体の品名までは分かりませんが、運用としては冷却する冷却液のということしかなく、設備そのものは、電気設備事業法でも変更になりまして、そちらの方も内容的には変更になる予定です。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 施設設備に関するの条例ということだと思っておりますが、これに関して高温になって、火災のための予防するためのことではないかなと思うのですが、これに関しての対策として捉えてよろしいでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（昆野美継君） 火災予防上の原因を防止するための規制という内容ではあります。なお、この装置というのがCHAdeMOというところが日本でも急速充電設備の規格を作っているところでありまして、その規格のものであれば、基本的には設置可能と考えております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 急速充電設備ですので、50ワット以下だとこれは適用にならないということですね、200キロワットであれば危険だということで、わざわざ、条例を決めているということだと思っておりますが、

一つは急速充電では何分で充電可能となるのか、もし知っていればお願いしていただきたいと思えますし、200キロによることによってどういうところが予想されるのか、先程熊谷議員が言われましたけども、高温になっていくだろうというふうに思いますので、どういう危険性が出てくるのかどうか。これは、我々としては予想して、違うんだよ、と全然違うんだよと、これは4倍ですから200キロワットの、こういう危険性が予想されるということが、当局としてはどう理解されているのか、今後周知していく中で、どんどん普及していくと思えますので聞いておきたいので、その辺どうでしょう。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（昆野美継君） 鈴木議員の御質問にお答えします。まず始めに時間のところではありますが、カラーの資料で配付しているものの左下のところに、充電時間の目安を記載させていただきました。1.5キロワット、これは急速充電ではなくて一般家庭の200ボルトの充電設備ですと満充電で約20時間、これが20キロワットですと80%までの充電に30分から60分くらい、現在規制している50キロワットというところでは、80%までに15分から35分となっています。いずれ200キロワットで少し調べましたが、何分というのまでは、はっきりとは分かりませんでした。これよりは、短くなるもので、デパート等で用を足していれば満充電となるという考えのところでもあります。あとこれによる火災危険ということでもあります。そのとおり発熱等々も考えられることから、前から急速充電設備の規制は火災予防条例であったところに、更に付加して駆体のものや屋外に設置する場合の距離等々を規制してそれで安全を確保し、もし火災なった時でも延焼しないようにという規制であります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○4番（藤原常雄君） 今あの説明がいただいたけど、もう少し200キロワットになるとどれくらいになるかとか、調べておかないと説明きかないですよ、条例として出せないですよ。やはり私はやはり、ここに書いてある家庭の時間だけではなくて、200キロワットにすることによってこ

れだけの時間が短縮されるのだとか、それから火災を鑑みて消火設備を準備する場合もあるかもしれません。そういった考えた中で検討していただかないとちょっと違うなという感じがいたします。今の質問にきちんと報告いただきたいです。目安として。市民の方も同じようだと私思っていますのでお願いします。

○議長（高橋晃大君） 予防課長。

○予防課長（昆野美継君） 広報して市民の方々にも周知するようにいたします。以上です。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第10号、北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第13、議案第11号、財産（建物）の無償譲渡についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第11号財産（建物）の無償譲渡について提案の理由を申し上げます。

無償譲渡しようとする建物は、和賀郡西和賀町清水ヶ野18地割4番地7、旧西和賀消防署、鉄筋コンクリート造一部鉄骨平屋建て、延べ床面積320.85平方メートル及び和賀郡西和賀町川尻40地割103番地71、旧西和賀消防署湯田出張所、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積354.50平方メートルであります。

この建物は、湯田出張所の廃止、西和賀消防署の移設に伴って閉署した建物であり、西和賀町から建物使用の申し出があったことにより、無償で譲渡しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第11号、財産（建物）の無償譲渡についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第167回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。
（午後4時48分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

北上地区消防組合
議 会 議 員

北上地区消防組合
議 会 議 員